

仕事と子育ての両立 及び
女性職員の登用の拡大等の推進のための

第3次鴨川市特定事業主行動計画

令和8年3月31日策定

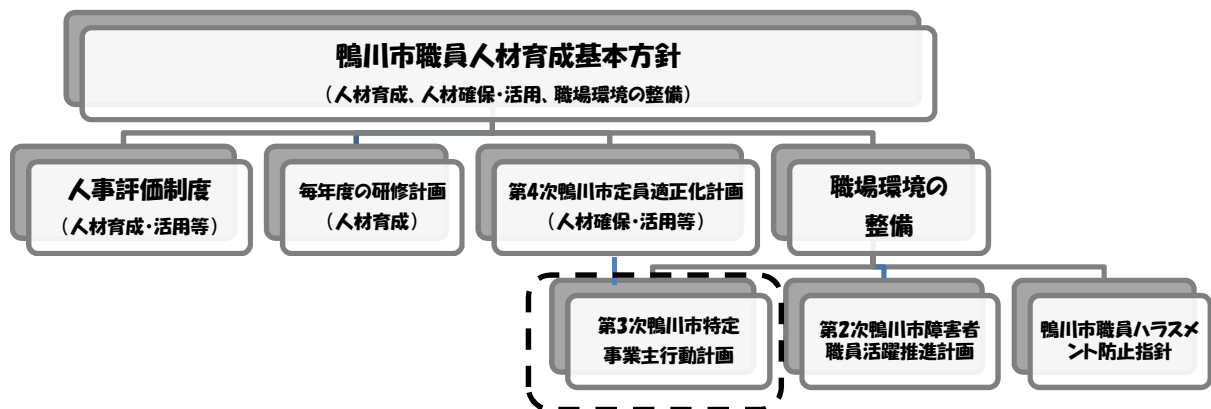
1 基本事項

(1) 趣旨

この計画は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第19条及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第19条の規定により、職員の仕事と子育ての両立の推進及び女性職員の登用の拡大等の推進のため、特定事業主(地方公共団体の機関をいいます。)が定める行動計画です。なお、第1次は平成28年度から令和2年度まで、第2次は令和3年度から令和7年度までを計画期間として策定しており、この計画は、関係法律(ともに時限立法)の期限延長を受けて策定する第3次計画です。

《他の人事施策との関係性》

この計画は、鴨川市職員人材育成基本方針の下位計画に位置付け、他の人事施策とともに、人材確保・活用、職場環境の整備に資する取組を行うものとしします。



《目指す目標》

- ・ 職員の働き方の見直しと、これによる子育てに関する諸制度の利用促進
- ・ 職員が男女を問わず仕事と子育てを両立できるようにするための機関全体での理解の促進
- ・ 市の政策方針決定過程への女性職員の参画拡大と、これによる政策の質とサービスの向上

(2) 策定主体(特定事業主)

ア 次世代育成支援対策推進法施行令(平成15年政令第372号)第2項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令(平成27年政令第318号)第1条第2項の規則で定める機関

鴨川市長

鴨川市議会議長

鴨川市選挙管理委員会

鴨川市代表監査委員

鴨川市農業委員会

イ 次世代育成支援対策推進法施行令第1項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令第1条第1項に規定する機関

鴨川市教育委員会

(3) 対象
一般職の職員

(4) 計画期間
令和 8 年度から令和 12 年度まで(5 年間)

2 職員の育児休業等の取得の状況及び勤務時間の状況(令和 6 年度実績/常勤職員)
次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令(令和 6 年内閣府令第 95 号)第 3 条各号に掲げる状況は、次のとおりです。

(1) 職員の育児休業の取得状況

項目	男性	女性
職員の育児休業の取得割合	一般行政職 0% 理学療法士職 0%	一般行政職 100% 保育教諭職 100%
上記取得期間の分布	—	一般行政職 1年未満 0.0% 1年以上2年未満 0.0% 2年以上 100.0% 保育教諭職 1年未満 0.0% 1年以上2年未満 50.0% 2年以上 50.0%

《制度解説》
育児休業は、
子が3歳に達
する日まで取
得できます。
(常勤職員)

(2) 配偶者出産休暇の取得状況

項目	男性
配偶者出産休暇の取得割合 (取得対象 10 人中)	8 人 80.0%
上記取得期間の分布	0日 20.0% 1日 0% 2日(上限) 80.0%

《制度解説》
配偶者出産休暇は、妻
の出産日から2週間以
内の期間に、2日取得
できます。

(3) 育児参加のための休暇の取得状況

項目	男性
育児参加のための休暇の取 得割合 (取得対象 10 人中)	5 人 50.0%
上記取得期間の分布	0日 50.0% 1~2日 0.0% 3~4日 10.0% 5日(上限) 40.0%

《制度解説》
育児参加のための休暇
は、妻の出産予定日の
8週間前の日から出産
日以後1年を経過する
日までの期間に、5日
取得できます。

《その他の出産・子育て支援に関する制度》

- 育児短時間勤務制度(子が小学校就学の始期に達するまで)
- 部分休業制度(1号・2号。子が小学校就学の始期に達するまで)
- 特別休暇/妊婦健診、パパママ学級、妊婦の健康保持等、出産・産後、3歳未満の子の育児、小学校就学の始期に達するまでの子の看護 など
⇒詳しくは総務課にご相談ください!

(4) 勤務時間の状況

管理職以外の職員 1 人当たりの各月ごとの時間外勤務の時間数、上限超過職員の人数の状況

項目	全体(平均時間外勤務*)	上限超過職員の人数
2(4)イ 管理職以外の職員 1 人当たりの各月ごとの時間外勤務の時間数、上限超過職員の人数の状況	4 月 9 時間 48 分	4 月 2 人
	5 月 8 時間 45 分	5 月 2 人
	6 月 9 時間 58 分	6 月 1 人
	7 月 9 時間 08 分	7 月 0 人
	8 月 8 時間 17 分	8 月 1 人
	9 月 8 時間 05 分	9 月 1 人
	10 月 19 時間 10 分	10 月 6 人
	11 月 8 時間 22 分	11 月 0 人
	12 月 11 時間 59 分	12 月 1 人
	1 月 9 時間 16 分	1 月 3 人
	2 月 8 時間 07 分	2 月 1 人
	3 月 19 時間 22 分	3 月 2 人
	年間	130 時間 17 分
1 月当たり	10 時間 51 分	1.67 人

※ 上限:月 45 時間まで及び年 360 時間までの範囲内

※ 平均時間外勤務には、特殊要因を含む(10 月・3 月選挙、12 月(8・9 月の)災害)

※ 上限超過職員 20 人の実人数は 13 人(病院・水道事業 7 人、選挙 5 人、その他 1 人)

3 事務及び事業における女性職員の職業生活における活躍に関する状況(令和 6 年度実績/常勤職員)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令(平成 27 年内閣府令第 61 号)第 2 条各号に掲げる状況は、次のとおりです。

(1) 採用した職員に占める女性職員の割合

項目	女性職員の人数、割合
令和 6 年度中採用 (採用者 29 人中)	15 人 51.7%

(2) 職員の平均勤続年数の男女の差異(令和 7 年 4 月 1 日時点の常勤職員)

項目	男性	女性
平均勤続年数	21 年 6 月	16 年 6 月

(3) 上記 2(4)に同じ。

記載略

(4) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合(一般行政職)

年度	課長級以上の女性職員の割合
令和 6 年度	10.0%
令和 7 年度	11.1%

(5) 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

年度	部長級	課長級	課長補佐級	係長級
令和6年度	0.0%	12.0%	12.9%	21.1%
令和7年度	0.0%	13.6%	12.5%	24.2%

(6) 上記2(1)に同じ。
記載略

(7) 上記2(2)(3)に同じ。
記載略

(8) セクシャル・ハラスメント等対策の整備状況

鴨川市職員ハラスメント防止要綱(令和3年鴨川市訓令第6号)を整備済

※ 旧鴨川市セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱(平成17年鴨川市訓令第22号)を全部改正して制定

(9) 職員の給与の男女の差異

男性職員の給与に対する女性職員の給与の割合

職員区分	男性職員の給与に対する女性職員の給与の割合
常勤職員	92.4%

4 取組目標

(1) 次世代育成支援対策推進法に基づく目標

取組	令和6年度実績	目標
2(1) 男性職員の育児休業の取得割合	一般行政職 0% 理学療法士職 0%	1年未満 100% (全ての希望者が取得できる環境づくりを目指します。)
上記取得期間の分布	1年未満 0.0%	
	1年以上2年未満 0.0% 2年以上 0.0%	

取組	令和6年度実績	目標
2(4) 管理職以外の職員1人当たりの年間の時間外勤務の時間数	時間外勤務の時間数 年間 130 時間 17 分	年間 128 時間未満 (全国市区町村平均(令和6年度 128 時間)未満を目指します。)

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく目標

取組	令和7年度実績	目標
3(4) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合	課長級以上の女性職員の割合 11.1%(一般行政職)	11.1%以上(令和7年度実績より増加させることを目指します。)

※ 職員に占める女性職員の割合(令和7年度・一般行政職) 32.5%